

東日本大震災からの復興の状況に関する報告（概要）

（平成 25 年 11 月 12 日閣議決定）

位置付け

東日本大震災復興基本法第 10 条の 2 の規定に基づき、東日本大震災からの復興の状況について、国会に報告するもの。

<参考>東日本大震災復興基本法（平成 23 年法律第 76 号）

第 10 条の 2 政府は、復興庁が廃止されるまでの間毎年、国会に、東日本大震災からの復興の状況を報告しなければならない。

内 容

東日本大震災からの復興の状況について、平成 24 年 10 月から平成 25 年 9 月までの間を中心に取りまとめたもの。概況は下記のとおり。

【復興の現状】

- ・ 当初約 47 万人に上った避難者は約 28 万人となり、そのほとんどが仮設住宅等に入居。仮設住宅等への入居戸数は減少しはじめており、住まいの再建への動きが進みつつある。
- ・ 公共インフラは、おおむね復興施策に関する事業計画と工程表に基づき、着実に推進。高台移転や土地のかさ上げ等の事業は、大半について事業計画の策定が完了し、順次着工が始まりつつある。住まいの復興には、時間を要する見通し。
- ・ 被災地域の鉱工業生産指数は震災前の水準にほぼ回復し、有効求人倍率も 1 を超えているが、津波被災地域等における産業の復興や一部の沿岸部の雇用者数の回復等の課題がある。
- ・ 原子力災害からの復興については、避難指示区域の見直しが完了。これに併行して、除染、インフラ復旧、長期避難者に対する支援、放射線による健康不安の解消に向けた取組等が行われているが、帰還の見通しを持つには至っていない。

【復興の取組】

- ・ 政府は、震災発生直後から被災者の生活支援や被災地の復旧・復興対策に当たってきており、復興庁設置後も、自治体と協力しつつ、被災者の生活支援やインフラの復旧等に取り組んでいる。この際、復興施策に関する事業計画や工程表を策定し、定期的に進捗状況を把握しながら、進行管理を行ってきた。
- ・ 平成 24 年 12 月以降、現場主義に立って施策の総点検を行った。これを踏まえ、地震・津波災害からの復興については、1 日も早い住宅再建・復興まちづくりに向け、復興事業の工程や目標等を示し、事業の加速化に向け取り組んでいる。
- ・ また、原子力災害からの復興については、放射線による健康への影響の懸念をはじめとする不安がある中で、避難者の帰還・定住のための環境整備と長期避難者に対する支援に取り組んでいる。
- ・ さらに、震災復興の中で、我が国や世界のモデルとなる「新しい東北」の創造に向け、地域の先導的な取組を支援するとともに、人材派遣や民間投資を促進するため、官民連携を推進する新たな仕組みを構築している。